養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長若しくは婦人補導院の長」を「不在者投票施設の長」に、「それらの」を「その」に、「においては」を「には」に改める。

第五十一条第一項中「においては、前条」を「には、前条第一項、第二項又は第四項」に改め、「第十八条に規定する」を削り、同条第二項中「」とあるのは「船員」と、「前二項」とあるのは「次条第一項」を「は、前二項」とあるのは「船員は、次条第一項」と、「に、前二項」とあるのは「に、同項に改め、「あるべき」及び「依頼があつた」を削り、「船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院」を「不在者投票施設」に、「」とあるのは「船員」と、「第一項」を「に」とあるのは「船員に」と、「第一項の」に、「」と、「文書をもつて」を「の」と、「同項の規定による請求及び申立て並びに」に改め、「文書により」及び「第十八条に規定する」を削り、「」と、「同項」とあるのは「次条第一項」と、「申立て並びに前項」とあるのは「同条第二項において準用する前項」を「次条第一項の規定による請求及び」に改める。

第五十三条第一項中「によつて投票用紙」を「による投票用紙」に、「には」を「において」に改め、「有する者」の下に「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を加え、「文書」を「引続居住証明書類」に、「場合にあつては、当該選挙」を「ときは、当該選挙」に、「ときにあつては」を「ときは」に改め、「第五十九条の七第一項に規定する」を削り、同項各号中「によつて」を「による」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「の措置」を「に掲げる措置」に、「においては」を「には」に、「船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院又は婦人補導院」を「不在者投票施設」に、「前項の」を「同項の」に改め、同条第三項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第四項中「により」の下に「交付され、又は郵便等をもつて発送された」を加える。

第五十五条第一項中「又は」を「、又は」に改め、同条第四項第四号中「付された者」の下に「又は少年鑑別所に収容されている者」を、「の長」の下に「又は当該少年鑑別所の長」を加え、同条第八項中「においては」を「には」に改め、同条第九項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「少年院の長」の下に「、少年鑑別所の長」を加える。

第五十九条の四第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「有する者」の下に「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を加え、「法第四十四条第三項に規定する文書」を「引続居住証明書類」に改め、同条第四項中「による」の下に「投票用紙及び投票用封筒の」を、「有する者」の下に「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を加え、「文書」を「引続居住証明書類」に改め、「ときは」の下に「、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し」を加え、同項後段を削る。

第五十九条の五の四第一項中「においては」を「には」に改め、同条第三項中「特定国外派遣隊員」の下に「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた特定国外派遣隊員」を加え、「においては」を「には」に、「法第四十四条第三項に規定する文書」を「引続居住証明書類」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、「第十八条に規定する」を削り、同条第五項中「においては」を「には」に、「請求しなければならない」を「請求しなければならない」に改め、同条第六項中「又は第三項若しくは第四項の規定による文書」を「、第三項の規定による引続居住証明書類の提示又は第四項の規定による選挙人名簿登録証明書」に、「当該文書」を「当該引続居住証明書類若しくは選挙人名簿登録証明書」に、「においては」を「には」に改め、同条第七項中「によつて」を「による」に、「には」を「において」に改め、「有する者」の下に「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を加え、「法第四十四条第三項に規定する文書」を「引続居住証明書類」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第八項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第九項中「においては」を「には」に改め、同条第十三項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第十五項中「において、この条」を「における第一項、第五項及び第十項」に、「においては」を「には」に、「と、「当該」を「とあるのは「当該」を「とあるのは「」に、「第十五項」を「第十五項各号」に改める。

第五十九条の六第一項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、「第十八条に規定する」を削り、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「によつて」を「による」に、「においては」を「には」に、「及びそれら」を「並びにこれら」に改め、同条第五項及び第六項中「においては」を「には」に改め、同条第七項中「氏名等」を「氏名」に、「を含む。」を「並びに参議院名簿登載者の氏名」に、「においては」を「には」に改め、同条第八項中「によつて」を「により」に改め、同条第九項中「この条」を「この項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第十項中「はり付け」を「貼り付け」に改め、同条第十一項中「が自衛隊員」の下に「（自衛隊法第二条第五項に規定する自衛隊員をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「にあつては」を「には」に、「はり付け」を「貼り付け」に改め、同条第十四項中「においては」を「には」に、「はり付け」に改め、同条第十五項中「すべて」を「全て」に、「においては」を「には」に改め、同条第十六項及び第十七項中「においては」を「には」に改める。

第五十九条の七第一項中「第十八条に規定する」を削る。

第五十九条の八第一項中「第十八条に規定する」を削り、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、同条第三項の表第五十九条の六第九項の項中「この条」を「この項」に、「にあつては」を「には」に改め、同表第五十九条の六第十五項の項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項の表第五十六条第四項の項中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第六十二条中「（指定在外選挙投票区である指定関係投票区を除く。）」及び「。次条及び第六十五条において同じ」を削り、「においては」を「には」に改め、同条に次の一項を加える。

2　指定在外選挙投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに第六十五条の十三第一項の規定により読み替えて適用される第六十条の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入つている投票を一時そのまま保管しなければならない。

第六十三条第一項中「投票管理者」の下に「（指定関係投票区を定めている場合には、指定関係投票区（指定在外選挙投票区である指定関係投票区を除く。）の投票管理者を除く。以下この条及び第六十五条において同じ。）」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「直ちに」を「、直ちに」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に改める。

第六十四条第一項中「によつて」を「により」に改め、「期日前投票所」の下に「（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所、共通投票所及び期日前投票所）」を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「とする」を削り、「第四十四条」の下に「の規定による投票（法第四十一条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。）」を加え、「その投票を」を「これらの投票を」に改める。

第六十五条の十一第一項中「においては」を「には」に改め、同条第二項中「において、」を「には、」に改め、「書類」の下に「。第七十五条第一項において同じ。」を、「対照して」の下に「、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入するとともに」を削る。

第六十五条の十三第一項中「次項において」を「次項及び第三項において」に改め、「に読み替えるもの」を削り、同項の表第二十八条第一項の項を次のように改める。

第二十八条第一項	各投票区	指定在外選挙投票区
	投票区の投票所	指定在外選挙投票区の投票所